

河南町街かど防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、公益上必要と認める街かどに、地区が防犯カメラを設置し、所有・維持管理する防犯カメラの設置に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、犯罪のない安心・安全な環境づくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、河南町区長会を構成する地区(以下「地区」という。)とし、個人は対象としない。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、別表第1に規定する基準を満たす録画機能を有する防犯カメラの設置に必要な機材購入費（カメラ、デジタルレコーダー、カメラ用電源、支柱等）とその工事費用、防犯カメラ設置表示板の設置費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 予備の物品の購入費

(2) 地代

2 維持管理に係る費用については、補助の対象としない。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象となる経費の額の4分の3以内(千円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、その額が防犯カメラ1台につき、150,000円を超える場合には150,000円に当該補助の対象となる防犯カメラの台数を乗じて得た額を限度とする。

(事前協議)

第5条 補助を受けようとする地区的代表者は、交付申請の前に町長に防犯カメラ設置協議書(様式第1号)を提出し、防犯カメラの設置場所及び撮影範囲、関連機器の構成及び規模並びに防犯カメラ及び関連機器の管理体制について、事前協議を行うものとする。

- 2 町長は、協議内容について富田林警察署長の助言を求めるものとする。
- 3 町長は、事前協議の結果を防犯カメラ設置協議結果通知書(様式第2号)により地区へ通知するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする地区的代表者は、補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、町長が必要ないと認めるものについては、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 防犯カメラ設置協議結果通知書の写し
- (2) 地区の防犯カメラ設置及び補助金交付申請に関する意思決定を証する書類
- (3) 防犯カメラ管理運用規程
- (4) 防犯カメラ管理責任者等届出書(様式第4号)
- (5) 防犯カメラ設置位置図
- (6) 撮影範囲を記した平面図
- (7) 撮影範囲の住民、店舗等の同意書（地区代表者への提出分）の写し
- (8) 見積書の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第7条 町長は、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定)

第8条 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに町長の承認を受けること

- (2) 補助事業を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに町長の承認を受けること
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに町長に報告し、その指示を受けること
- (4) この要綱を遵守すること
- (5) その他必要な事項（別表第2に規定する事項をいう。）
(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他町長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なうものとし、補助金を他の用途に使用してはならない。

(事業計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、すみやかに事業計画変更申請書(様式第6号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認をする場合において当該補助事業者に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

(決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく命令に違反したとき

2 第8条第1項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならぬ。

(設置業者の選定)

第13条 補助事業者は、契約相手となる設置業者を選定するに当たっては、契約内容その他必要な事項を示して、2者以上から見積書を徴するものとする。ただし、防犯カメラを増設する場合など特別な事情により設置業者が特定される場合はこの限りでない。

(着手届)

第14条 補助事業者は、防犯カメラの設置に着手したときは、着手届(様式第7号)に契約書の写しを添付して町長に提出しなければならない。

(状況報告等)

第15条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査をすることができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内に、実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 請求書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 設置場所の使用権原を証する書類の写し
- (4) 設置図面
- (5) 設置状況の写真
- (6) 撮影範囲状況の写真（防犯カメラからの撮影写真）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第17条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとし、補助事業者は請求書（様式第9号）により補助金を請求する。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得した防犯カメラを町長の承認を受けないで廃止、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全額を町に納付した場合、又は補

助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、補助金の交付を受けた日から6年を経過したときは、この限りでない。

(その他の事項)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、施行日前に設置した防犯カメラについては従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行し、施行日前に設置した防犯カメラについては従前の例による。

別表第1(第3条第1項関係)

1 防犯カメラの基準

- (1) 38万画素以上、水平解像度470TV本以上で鮮明な画像が得られること
- (2) 防水・防塵性能を有すること（ハウジング可）
- (3) 年間を通じて温度の変化等、環境の変化に耐えうること
- (4) 逆光補正、自動フォーカス、夜間撮影機能を有すること
- (5) プライバシーマスク機能を有すること

2 録画装置

- (1) 防犯カメラの映像は、録画装置内部のハードディスク、メモリ等の記録メディアに保存できること
- (2) 録画映像データは、7日以上保存できること
- (3) 順次古いデータに上書き録画できること
- (4) 録画装置からデータをメモリカード等外部媒体に取り出すことができる
- (5) 録画データは、パスワードなど専用のソフトを介さなければ再生・編集できないこと

3 設置について

- (1) 防犯カメラの設置決定は、地区の総会等で決議されていること。
- (2) 撮影範囲の住民（店舗等営業主を含む。）の同意を得ていること。
- (3) 犯罪予防に有用な防犯カメラの設置の必要性と住民のプライバシーの保護の要請等との調整を図り、防犯カメラを適切に設置すること。

4 撮影範囲について

- (1) 撮影は、犯罪予防のための必要な範囲に限るものとし、道路、公園又は広場等の公共空間の不特定多数の者を対象とすること。
- (2) 撮影範囲は、特定の個人又は建物等としないこと。

5 設置の表示について

防犯カメラの設置を表示板で表示すること。

別表第2(第9条関係)

1 管理運用について

防犯カメラ管理運用規程を作成し、犯罪予防に有用な防犯カメラの設置の必要性と住民のプライバシーの保護の要請等との調整を図り、防犯カメラの適切な管理運用を行うこと。

2 管理体制について

- (1) 防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、防犯カメラの設置、運用及び維持管理を行わせること。
- (2) 防犯カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、管理責任者の補佐及び防犯カメラ取扱いの管理を行わせること。
- (3) 管理責任者又は取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）を変更したときは、速やかに町長に届け出ること。

3 装置の取扱いについて

- (1) 防犯カメラの取扱いは、特定の者が行うこと。
- (2) その他適正な取扱いに関し必要な措置を講じること。

4 画像等の取扱いについて

- (1) 撮影された画像（以下「画像」という。）は、事件等が発生したおそれのある場合や機器の点検等を行う場合など管理上必要な場合を除き、表示させないこと。
- (2) 画像の表示は、管理責任者等の許可を得た者が、指定された場所で行うこと。
- (3) 画像データ（以下「データ」という。）の外部への持ち出しは、点検を行う場合などの必要な場合に限り、管理責任者等の許可を得て行うこと。
- (4) 画像、データ及びデータを保存した記録媒体（以下「画像等」という。）の保存期間は、事件等が発生した恐れのある場合など特段の事情がある場合を除き、14日間を超えないこと。
- (5) 画像等の保存期間が経過したとき又は画像等の必要がなくなったときは、当該画像等を裁断、破碎等復元できない方法で廃棄すること。

(6) その他画像等の不正使用、改ざん、滅失、漏えいその他の事故を未然に防止するための措置など画像等の適正な取扱いに関し必要な措置を講じること。

5 目的外利用等について

(1) 次のいずれかに該当する場合を除き、画像等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しない。

ア 法令に基づく請求があったとき。

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的に必要な映像データの提出を求める文書要請を受けたとき。

ウ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき。

(2) 画像等を捜査機関などの第三者に提供した場合は、その目的、日時、捜査機関などの名前及び画像等の範囲を記録し、保存すること。

(3) 画像等を捜査機関などの第三者に提供した場合は、当該第三者に対し画像等の適正な取扱い及び安全管理を求ること。

6 不正利用等の防止について

画像から知り得た情報を漏えいし、又は不正に利用しないこと。また、画像等を取り扱う者が画像から知り得た情報を漏えいし、又は不正に利用しないよう必要な措置を講じること。

7 苦情処理について

設置者である地区は、防犯カメラの設置、運用及び維持管理に関する苦情に対して、迅速かつ誠実に対応処理すること。

8 設置の変更について

防犯カメラの設置場所若しくは撮影範囲を変更しようとするときは、町長に届け出ること。